

令和3年第2回定例会

## 民生環境常任委員会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 開催日時 令和3年6月18日（金曜日）午前11時35分～午前11時52分

2 開催場所 第1・2委員会室

### 3 審査案件

議案第105号 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第107号 青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

請願第4号 2030年エネルギー基本計画の改定に関する請願（その1）

請願第5号 2030年エネルギー基本計画の改定に関する請願（その2）

請願第6号 2030年エネルギー基本計画の改定に関する請願（その3）

### ○出席委員

委員長 村川みどり

委員 小豆畑 緑

副委員長 澁谷洋子

委員 渡部伸広

委員 赤平勇人

委員 木戸喜美男

委員 奈良祥孝

委員 花田明仁

委員 中村節雄

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 高村功輝

福祉部参事 加福拓志

福祉部長 福井直文

保健部次長 小形麻理

保健部長 坪真紀子

保健部次長 千葉康伸

市民病院事務局長 岸田耕司

環境政策課長 成田光義

環境部次長 奥崎文昭

関係課長等

福祉部次長 三浦裕子

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 高木 渉

議事調査課主査 猪口茂樹

議事調査課主事 北山賢臣

**○村川みどり委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において、本委員会に付託されました議案 2 件及び請願 3 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第 105 号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 議案第 105 号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第 105 号関係資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」につきましては、本条例は、指定障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減を図る観点から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和 3 年 7 月 1 日から施行されることに伴い、青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等、関係する条例について所要の改正をするものであります。

次に「2 改正する条例」を御覧ください。

本条例により改正いたしますのは、記載の 10 個の条例となります。

次に「3 改正内容」を御覧ください。

「(1) 業務負担の軽減と利便性の向上」につきましては、事業者の業務負担軽減を図るものとして、事業者が行う諸記録の作成、保存等において、これまで書面で行っていたものについて、書面に代えて、原則として電磁的記録による対応を認め、負担軽減を図るものであります。また、利用者の利便性向上と事業者の業務負担軽減を図るものとして、利用者への説明、同意等において、書面で行うもののうち、相手方の承諾を得られたものについて、書面に代えて、電磁的方法による対応を認め、利用者の利便性の向上と事業者の業務負担軽減を図るものであります。

次に「(2) その他」といたしましては、(1) の条項の追加に伴う章の追加、条ずれ等の整理、語句の訂正などを行うものであります。

本条例の施行期日は、令和 3 年 7 月 1 日を予定しております。

次に、議案第 105 号関係資料 2-1 を御覧ください。

通常は、条例ごとに新旧対照表を基に、御説明するところではありますが、このたびの改正内容は、10 条例においてほぼ同一の内容でありますことから、資料 2-1 で改正内容を御説明させていただきます。

関係資料 2-1、2 ページを御覧ください。

語句の修正及び本条例の主たる改正内容であります電磁的記録・電磁的方法に関

する条項を加えたことによる改正を行うものであります。今回改正いたします各条例において、同様に、語句の修正及び条項の追加を行っており、内容は国の省令改正と同様となっております。

第 212 条を御覧ください。

第 1 項では、書面で作成・保存すること等が規定、または想定されているものについて、書面に代えて、電磁的記録による対応を認める条文です。例といたしましては、事業者が障害福祉サービス等を提供した際の利用者ごとの記録を、パソコンを用いて作成し、印刷せずにハードディスクや CD-R 等に保存しておく、といったものになります。

次に、3 ページの第 212 条第 2 項を御覧ください。

第 2 項では、書面で交付・説明する、書面で同意を得る、書面で締結することなどが規定されている、または想定されて、相手方の承諾を得て、障害のある方の特性に応じた配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法による対応を認めるものです。

例といたしましては、事業所の詳細を記した重要事項説明書をタブレットに表示して利用者に説明し、電子署名により利用者から同意を得た後に、そのデータを利用者に送信することで交付に代えるといったものになります。

資料 2-1 の説明については以上となりますが、ただいま御説明申し上げました改正の内容と同様の改正と、条ずれや語句の整理等を他の 9 条例において行うものであります。

以上、議案第 105 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 105 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 107 号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 議案第 107 号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第 107 号関係資料 1 を御覧ください。

「1 制定理由」につきましては、「介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令」における介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第1号被保険者に係る介護保険料算定の際に用いる所得段階の区分を変更しようとするものであります。

「2 改正内容」につきましては、所得段階の第7段階から第9段階までの境目となります合計所得金額が介護保険法施行規則の一部改正により変更となったことから、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正内容につきましては、議案第107号関係資料2「介護保険料段階表」及び資料3「青森市介護保険条例の一部改正 新旧対照表」を併せて御覧ください。

所得段階が第7段階の対象者につきましては、合計所得金額120万円以上200万円未満を120万円以上210万円未満に、第8段階の対象者につきましては、200万円以上300万円未満を210万円以上320万円未満に、第9段階の対象者につきましては、300万円以上400万円未満を320万円以上400万円未満に改正しようとするものであります。

最後に、「3 施行期日」につきましては、公布の日としております。

以上、議案第107号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号「2030年エネルギー基本計画の改定に関する請願（その1）」から、請願第6号「2030年エネルギー基本計画の改定に関する請願（その3）」までの計3件については、関連がありますので一括議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 請願第4号から第6号、2030年エネルギー基本計画の改定に関する請願につきまして、関連がありますので、市の考え方を一括して御説明申し上げます。

請願第4号から第6号につきましては、青森市は、日本国政府に対して、脱炭素、脱原発を進め、再生可能エネルギー電力の割合を高める2030年エネルギー基本計画の改定を行うよう、以下の内容について働きかけること。その1は、国は、次期エ

エネルギー基本計画で、2030年度の再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度は100%とすること。その2は、国は、巨大なリスクを抱える原子力発電と石炭火力発電は段階的に2050年度までに廃止すること。その3は、国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急に進めることという内容であります。

請願第4号から第6号に対する市の考え方といたしましては、2015年に気候変動に関する新たな国際枠組みとして採択されたパリ協定において、2020年以降の世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2度未満に抑えるという世界共通の長期目標が設定され、2018年に公表されました国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロとすることが必要」とされたところであります。

国では、2016年、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として地球温暖化対策計画を策定し、昨年10月には、温室効果ガス排出削減の機運を高めるために、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言したところであります。

これに伴いまして、今月16日に閉会しました通常国会において、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、これにより、2050年カーボンニュートラルが基本理念として位置づけられ、再生可能エネルギーの導入促進等を図っていくこととしており、今年度中には温室効果ガス削減目標の変更を含めた地球温暖化対策計画の改定が予定されているところであります。また、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合を図るため策定されましたエネルギー基本計画につきましては、2018年に現行計画の第5次エネルギー基本計画が策定されており、今年度中に第6次エネルギー基本計画の策定が予定されているところであります。

提出されました3件の請願につきましては、今御説明したように、地球温暖化対策計画の改定と第6次エネルギー基本計画の策定において、2050年カーボンニュートラルを実現するための再生可能エネルギーの導入やエネルギー供給構造に係る目標について、国により示されるものと認識しており、市が具体的な数値目標を示し、国に働きかけるべきものではないこと。再生可能エネルギーを推進する政策につきましては、今回の法改正により既に進行中でありますこと。以上のことから、いずれの請願につきましても、市が国へ働きかけることは考えていないところであります。

市といたしましては、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言した国の動向を注視しながら、必要な対応を検討してまいります。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 今、私の手元に具体的な数字があるわけではないんですけれども、

国が示した再生可能エネルギーの導入目標は、パリ協定に照らしても、なかなか温暖化を抑えるところにまで届かないのではないかと、そういう声もありますが、そうした点について、市は何か意見などはお持ちでしょうか。再エネが示されたので、言わなくてもいいんじゃないかという先ほどの答弁の趣旨だったと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○高村功輝環境部長** 市も既に、環境政策編ということで、全庁的なエネルギーの削減、CO<sub>2</sub>の削減ということに取り組んでおりますけれども、基本的には、国から、今後、新たに示される数値目標というものを勘案して、県、それから市が、新たな目標というものを見極めていくことが必要と考えておりますことから、今回の請願につきましては先ほど御説明したとおりの考えであります。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私は、この請願は採択すべきだというふうに思います。その理由については、やはりエネルギーの政策の大転換は待ったなしの課題であると思います。1つに、やっぱり10年前の原発事故の最大の教訓は人類と原発を共存することができないということだと思いますし、2つに、今、世界的に問題となっているのが、気候変動の対策をどうするかというところです。温室効果ガス削減に本気で取り組むことは、やはり再生可能エネルギーを抜本的に普及・開発していくことにあるというふうに思います。

先ほども触れましたが、政府が示した目標というのは、世界的に見ても、やはり足りない、届いてないというのが指摘されていることです。なので、この請願の中にも出されている、もっと強力で推し進める目標を市が率先して、国に対して求めていくということ、私はあってもいいのではないかと、このように考えます。

なお、再生可能エネルギー普及を考えたときに、もちろん大規模な自然破壊とならないことも同時に必要だというふうに思います。そうした中には、自治体がやることもまだまだたくさんあると思いますし、ほかの自治体でやっていることもあると思います。そうしたものも参考にしながら、市としても取組を強めてほしいということも併せて述べて、私の発言を終わります。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

まず、請願第4号についてお諮りいたします。

請願第4号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第4号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

**○村川みどり委員長** 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第5号についてお諮りいたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○村川みどり委員長** 起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第6号についてお諮りいたします。

請願第6号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第6号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○村川みどり委員長** 起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○村川みどり委員長** この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )